

令和5年度 月別・会場別講習等計画表 <松本会場>

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024年1月	2024年2月	2024年3月
教実 習技	移動式クレーン運転士（つり上げ荷重5t以上）				5~10 (月~土)				9~14 (月~土)				12~17 (月~土)	
	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t以上）		10~14 (月~金)	15~19 (月~金)	5~9 (月~金)	10~14 (月~金)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	6~10 (月~金)	11~15 (月~金)	15~19 (月~金)	12~16 (月~金)	11~15 (月~金)
技	車両系建設機械（解体用）運転 （機体質量3t以上）			1 (月)		24 (月)		11 (月)		29 (水)		26 (金)		7 (木)
	不整地運搬車運転 （最大積載量1t以上）			1~2 (月~火)			1~2 (火~水)			1~2 (水~木)			1~2 (木~金)	
能	高所作業車運転 （作業床の高さ10m以上）		20~21 (木~金)	25~26 (木~金)	15~16 (木~金)	25~26 (火~水)	17~18 (木~金)	15~16 (金~土)	30~31 (月~火)	27~28 (月~火)	26~27 (火~水)	29~30 (月~火)	28~29 (水~木)	28~29 (木~金)
	小型移動式クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）	※松本会場 <small>で</small> 小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習（計5日間）の日程の初日から3日間となります。												
習	フォークリフト運転 （最大荷重1t以上） ※赤字は休日講習	15・16→22・23 (土・日・土・日)	22~25 (月~木)	12~15 (月~木)	1・2→8・9 (土・日・土・日)	7~10 (月~木)	2・3→9・10 (土・日・土・日)	23~26 (月~木)	11・12→18・19 (土・日・土・日)	18~21 (月~木)	22~25 (月~木)	19~22 (月~木)	2・3→9・10 (土・日・土・日)	
		17~20 (月~木)		26~29 (月~木)	18~21 (火~金)		19~22 (火~金)		13~16 (月~木)				25~28 (月~木)	
	ショベルローダー等運転 （最大荷重1t以上）		8~11 (月~木)							20~23 (月~木)				
セ ッ ト 講 習	小型移動式クレーン運転（つり上げ荷重5t未満）+ 玉掛け（つり上げ荷重1t以上）セット講習		3~7 (月~金)		5/29~6/2 (月~金)			8/28~9/1 (月~金)	2~6 (月~金)		4~8 (月~金)		5~9 (月~金)	
	玉掛け（つり上げ荷重1t以上）+ クレーン運転特別教育（つり上げ荷重5t未満）セット講習		24~28 (月~金)			3~7 (月~金)		4~8 (月~金)				5・6→9~11 (金・土・火~木)		
特 別 教 育	クレーン運転 （つり上げ荷重5t未満）		13~14 (木~金)	18~19 (木~金)	20~21 (火~水)		7/31~8/1 (月~火)	28~29 (木~金)		9~10 (木~金)	14~15 (木~金)		26~27 (月~火)	21~22 (木~金)
	小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転 （機体質量3t未満）			11~12 (木~金)	20~21 (火~水)			7~8 (木~金)			11/30~12/1 (木~金)			4~5 (月~火)
	ローラー運転 （無制限）		24~25 (月~火)					4~5 (月~火)				30~31 (火~水)		
	高所作業車運転 （作業床の高さ10m未満）				22~23 (木~金)				26~27 (木~金)					7~8 (木~金)
	フォークリフト運転 （最大荷重1t未満）			29~30 (月~火)							25~26 (月~火)			
	巻上げ機（ウインチ）						28~29 (月~火)							18~19 (月~火)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		12 (水)		19 (月)		23 (水)		12 (木)		22 (金)		2 (金)	
安 衛 教	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育				23 (金)					17 (金)				
	はい作業従事者安全教育							19 (火)						

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別教育や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用を一部負担していただくことになります。